

那須塩原市農業委員会

第31回総会議事録

令和7年12月24日(水)

いきいきふれあいセンター大会議室

1. 開催日時：令和7年12月24日（水）午後1時30分～ 午後2時00分

2. 場 所：いきいきふれあいセンター 大会議室

3. 出席委員：19名

会長	7	加藤 拓央	委員	11	岡本 利江
会長職務代理者	14	金田 廣衛	〃	12	木下 久雄
委員	1	石崎 清	〃	13	神藤 芳定
〃	2	秋元 誠	〃	15	辻野 岩男
〃	3	菊地 喜芳	〃	16	菊地 瞳
〃	4	君島 良一	〃	17	松本 忠太
〃	5	槌江 栄作	〃	18	一戸 養子
〃	6	高瀬 和夫	〃	19	菊地 寿行
〃	8	室井 孝美	〃	20	白井 通
〃	10	月井 喜美郎			

4. 欠席委員：斎藤 栄委員

5. 議事録署名人の指名：議席番号15番 辻野 岩男委員、16番 菊地 瞳委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更について(除外関係)
- 4) 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の協議に対する意見について
- 5) 議案第5号 那須塩原市農作業標準料金について
- 6) 報告第1号 会長専決処分の報告について
- 7) 報告第2号 農地法第3条の3による届出の受理について(相続等による権利移動)

7. 事務局職員

事務局長	押久保 昭	主事	藤田 なな
局長補佐兼農政係長	織田 暢子		
農地係長	上野 純宏		

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

議長	ただ今より、那須塩原市農業委員会第31回総会を開会いたします。 今回の欠席委員は、斎藤栄委員です。 在任委員20名、出席委員19名、過半数となりますので、総会は成立していることを報告いたします。 次に「議事録署名人の指名」を行います。 議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。 総会規則に基づき議長が指名することで御異議ございませんか。
室井孝美委員	《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議席番号15番辻野岩男委員と16番菊地瞳委員を指名いたします。それでは議事に入ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1番について、室井孝美委員の報告を求めます。 議案第1号、番号1番について報告します。農地を賃借する申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、12月13日、午前8時頃、申請人宅で申請人から行いました。 申請地は、東北自動車道黒磯板室インターチェンジより北西へ2キロメートルに位置しております。 譲受人が申請に至った経緯は、譲渡人は兼業農家として農業をやっておりましたが、今年、農機具が多数故障により農業を諦め、近くの農地を作付けしている譲受人にお願いすることになったので、今回の申請に至りました。 譲受人が所有する農地の利用状況は、自作地6ヘクタール、借入地15ヘクタールで水稻と麦を作付けしています。所有している農機具は、トラクター4台、コンバイン2台、田植え機1台等を所有しています。申請地の耕作予定は、水稻です。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、室井孝美委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。 番号2番について、菊地寿行委員の報告を求めます。
菊地寿行委員	議案第1号、番号2番について報告します。農地を売買する申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、12月17日、午前9時頃、申請地で代理人から行いました。 申請地は那須塩原市立鍋掛小学校より北へ約1.1キロメートルに位置しております。 譲受人が申請に至った経緯は、譲受人は以前にも譲渡人の農地を農地法第3条の許可をもらい、農地を所有していましたが、今回も隣接地であるため申請に至りました。 譲受人が所有する農地の利用状況は、水稻を78.5ヘクタール、畑、牧草を11.6ヘクタール作付けしており、乳牛650頭を飼育しています。トラクター14台、乾燥機5台、コンバイン5台を所有しています。 申請地の耕作予定は、牧草、イタリアン、デントコーン等を作付けします。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。
議長 上野農地係長	番号2番について事務局から補足願います。 議案第1号、番号2番について補足いたします。議案書4ページをご覧ください。 本件は、法人による農地の取得のため、農地所有適格法人としての適格について報告するものです。 初めに法人形態要件でございますが、法人の概要欄をご覧ください。 譲受人は、平成29年6月に設立された株式会社です。

	定款及び法人登記簿より株式を公開していないと確認できることから要件を満たしております。 次に事業内容要件ですが、当該法人は、直近の売上高の全てが農業売上であり、農業売上高が売上高の過半とする要件を満たしております。 続いて社員要件の欄ですが、株主名簿により、法人の行う農業への常時従事者が議決権の過半を保有しており、議決権要件を満たしております。 最後に業務執行役員要件の欄ですが、役員の過半が年間150日以上 of 農業の常時従事者であり、そのうち1人以上が直接農作業に従事しておりますので役員要件も満たされております。 以上のことから、議案第1号、番号2番の譲受人は、農地法に規定された農地所有適格法人としての要件の全てを満たしていると確認いたしました。以上です。
議長	報告が終わりました。番号2番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、菊地寿行委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
岡本利江委員	異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。 番号3番について、岡本利江委員の報告を求めます。 議案第1号番号3番について報告します。農地農地を贈与する申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、12月11日、午後4時30分頃、申請人宅で申請人から行いました。 申請地は、那須塩原市立豊浦小学校より北西へ1キロメートルに位置しております。 譲受人が申請に至った経緯は、譲渡人と譲受人は親子関係にあたり、譲受人は会社員で、譲渡人が水田を借りて耕作していましたが、今回、譲受人に贈与する話がまとまり、譲渡人から所有権の移転として贈与申請に至りました。 譲受人が所有する農地の利用状況は、水田544アール、畑230アールを耕作しており、トラクター3台、コンバイン3台、田植え機2台、乾燥機1台を所有しています。 申請地の耕作予定は、譲渡人より以前から耕作を受けており、これからも水稻として耕作をする予定です。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号3番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、岡本利江委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
白井通委員	異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。 番号4番について、白井通委員の報告を求めます。 議案第1号、番号4番について報告します。農地を贈与する申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、12月22日、午後1時30分頃、申請人宅で申請人から行いました。 申請地は、JR 那須塩原駅より北へ500メートルと700メートルに位置しております。 譲受人が申請に至った経緯は、譲受人は婿養子に入ってからすぐに農業に従事し、30年程経っています。養父が高齢となり、農作業に従事することが困難となり、今後農業を継続するために今回の申請に至りました。 譲受人が所有する農地の利用状況は、水田5.5ヘクタール、いちご0.6ヘクタール、トラクター1台、コンバイン1台、田植え機1台、乾燥機1台を所有しています。 申請地の耕作予定は、今後も水田として利用する予定です。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。

議長	報告が終わりました。番号４番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、白井通委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号４番については許可することに決しました。
金田廣衛委員	番号５番について、金田廣衛委員の報告を求めます。 議案第１号、番号５番について報告します。農地を売買する申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、１２月２１日、午後４時３０分頃、申請人宅で申請人から行いました。 申請地は那須塩原市立西小学校より南西へ１.２キロメートルに位置しております。 譲受人が申請に至った経緯は、譲渡人が農業を辞めるにあたり、申請地が譲受人の農地と隣接していることから双方の話し合いにより今回の申請に至ったとのことです。 譲受人が所有する農地の利用状況は、水田７７０アール、畑８.５アール、トラクター２台、コンバイン１台、田植え機１台を所有し、家族４人で農作業をする経営となっています。 申請地の耕作予定は、水田を予定しています。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認し、許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号５番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、金田廣衛委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号５番については許可することに決しました。
神藤芳定委員	番号６番について、神藤芳定委員の報告を求めます。 議案第１号、番号６番について報告します。農地を売買する申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、１２月１８日、午前１０時頃、申請地で代理人から行いました。 申請地は、一区町自治公民館より東へ約１キロメートルに位置しております。 譲受人が申請に至った理由は、譲受人は、経営規模の拡大を考えていたところ、今回譲渡人から売買による権利移転の希望があったため、今回の申請に至りました。 譲受人が所有する農地の利用状況は、４１４アールを来年度から有機栽培で水稻と麦、大豆を作付けする予定です。農機具等については、トラクター４台、コンバイン３台、播種機２台、乾燥機４台をリースする予定です。 申請地の耕作予定は、麦を作付け予定です。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認し、許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。
議長 上野農地係長	番号６番について事務局から補足願います。 議案第１号、番号６番について補足いたします。議案書５ページをご覧ください。 本件は、法人による農地の取得のため、農地所有適格法人としての適格について報告するものです。 初めに法人形態要件でございますが、法人の概要欄をご覧ください。 譲受人は、令和６年４月に設立された株式会社です。 定款及び法人登記簿より株式を公開していないと確認できることから要件を満たしております。 次に事業内容要件ですが、当該法人は、他市町に農地を所有しておりますが、そのいずれも今事業年度に取得したもので、新規就農の法人であり、直近の農業売上及び農業外売上がともにありません。 続いて社員要件の欄ですが、株主名簿により、法人の行う農業への常時従事者が議決権の過半を保有しており、議決権要件を満たしております。 最後に業務執行役員要件の欄ですが、役員の過半が年間１５０日以上農業の常時従事者であり、そのうち１人以上が直接農作業に従事しておりますので役員要件も満た

議長	されております。 以上のことから、議案第1号、番号6番の譲受人は、農地法に規定された農地所有適格法人としての要件の全てを満たしていると確認いたしました。以上です。 報告が終わりました。番号6番について、質疑、御意見はございますか。
辻野岩男委員	《特に意見なし》 無いようですので、神藤芳定委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。 番号7番及び8番について、辻野岩男委員の報告を求めます。 議案第1号、番号7番及び8番について報告します。農地を売買する申請です。 この7番と8番の譲渡人は、叔母と甥の関係にあり、相続した農地を一度も耕作することなく、別な者が借りて作っております。 調査は、12月15日、午前10時頃、申請地で代理人から行いました。 申請地は、那須塩原市立西小学校より南西へ約500メートルに位置しております。 譲受人が申請に至った経緯は、申請地は、譲受人の自宅兼会社から南へ1.5キロメートルに位置し、農機具の移動も容易で、営農予定地に隣接した宅地及び納屋も同時に取得するため、営農の効率化を図ることが出来ます。 譲受人が所有する農地の利用状況は、この農業生産法人としては、現在は所有する農地はありません。 申請地の耕作予定は、水稻を作付けする予定です。所有する農機具は、トラクター、田植え機、ドライブハローが各1台あり、今後必要に応じ農機具を取得する予定であります。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。
議長 上野農地係長	番号7番及び8番について事務局から補足願います。 議案第1号、番号7番及び8番について補足いたします。 議案書6ページをご覧ください。 番号7番及び8番については、いずれも同一法人による農地の取得のため、農地所有適格法人としての適格について、一括して報告するものです。 初めに法人形態要件でございますが、法人の概要欄をご覧ください。 譲受人は、令和7年3月に設立された株式会社です。 定款及び法人登記簿より株式を公開していないと確認できることから要件を満たしております。 次に事業内容要件ですが、当該法人は、新規就農の法人であり、直近の農業売上及び農業外売上がともにありません。 続いて社員要件の欄ですが、株主名簿により、法人の行う農業への常時従事者が議決権の過半を保有しており、議決権要件を満たしております。 最後に業務執行役員要件の欄ですが、役員の過半が年間150日以上 of 農業の常時従事者であり、そのうち1人以上が直接農作業に従事しておりますので役員要件も満たされております。
議長	以上のことから、議案第1号、番号7番及び8番の譲受人は、農地法に規定された農地所有適格法人としての要件の全てを満たしていると確認いたしました。以上です。 報告が終わりました。まず、番号7番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、辻野岩男委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。 次に、番号8番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、辻野岩男委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号8番については許可することに決しました。

石崎清委員	次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1番について、石崎清委員の報告を求めます。 議案第2号、番号1番について報告します。 売買により農家住宅、耕作道、駐車場として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立鍋掛小学校より北へ約1キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、農地法第3条の許可により取得した農地のほぼ中央部に位置しており、農地の耕作に必要不可欠な重要性を持つ土地であるため、本申請に至りました。 また、譲渡人より、昭和49年頃から農地転用の許可を得ることなく利用してしまっただけであることをお詫び申し上げます。今後このような過ちが無いようにいたしますとする始末書が添付されております。 さらに、譲受人より、令和7年6月頃から農地法5条の許可前に着手してしまい深く反省しています。今後同様な過ちがないようにいたしますとする始末書が添付されております。 申請地の立地状況は、申請地は、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内にある農地及び周辺農地の広がりがある10ヘクタール以上の区域内にあるので第1種農地となります。 本件は農業振興地域整備計画において指定された用途に供するため、また、周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設で既存集落に接続しての転用であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に農家住宅、耕作道、駐車場を造成する内容となっております。 上水道は市の施設を利用し、汚水排水は浄化槽処理とし、雨水排水は敷地内自然地下浸透にて処理します。 土地の形状は現状を維持するため土砂流出等の営農への支障はありません。 現地調査は、12月22日、午前9時15分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、石崎清委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
上野農地係長	異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。 番号2番について、斎藤栄委員が欠席のため、事務局の報告を求めます。 議案第2号、番号2番について斎藤栄委員に代わり報告します。 使用貸借により仮設事務所、通路として一時転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、栃木県立那須清峰高等学校から南西へ約50メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、今回、申請地の隣接地の造成工事を請け負うこととなったため、仮設事務所、通路として利用するため申請するものです。 また、令和7年10月から農地法の許可を得ることなく利用してしまい誠に申し訳ございません。以後このようなことが無いように注意し、農地法の手続きを遵守いたしますとする始末書が添付されております。 申請地の立地状況ですが、申請地は、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内にある農地となります。 本件は、農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであるため、立地基準上問題ありません。 申請地を仮設事務所、通路として利用する内容となっております。 雨水排水は敷地内浸透にて処理します。 周辺に農地がないため土砂流出等の営農への支障はありません。 現地調査は、12月19日、午前9時頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許

議長	可相当として報告を終わります。 報告が終わりました。番号２番について、質疑、御意見はございますか。
	《特に意見なし》 無いようですので、事務局の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号２番については許可することに決しました。
木下久雄委員	番号３番について、木下久雄委員の報告を求めます。 議案第２号、番号３番について報告します。
	売買により宅地分譲として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。
	申請地は、JR 那須塩原駅より南西へ約１.２キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請人は、不動産業及び住宅販売を行っている会社であり、申
	請地は、JR 那須塩原駅から１.２キロメートルの場所にあり、小学校には５５０メー トル、中学校は１.６キロメートルと通勤、通学に便利な土地であり、商業施設も充
	実しており、住宅地として最適であることからの申請です。 また、譲渡人より平成１２年頃から宅地として利用してしまいました。以後このよう
	なことがないよう農地法を遵守してまいりますとする始末書が添付されております。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第３種農地である
	ため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に宅地分譲を造成する内容となっています。
	上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は自然地下浸透にて処理します。 周囲に農地がないため土砂流出等の営農への支障はありません。
	現地調査は、１２月２２日、午前９時４０分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許
議長	可相当として報告を終わります。 報告が終わりました。番号３番について、質疑、御意見はございますか。
	《特に意見なし》 無いようですので、木下久雄委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号３番については許可することに決しました。
高瀬和夫委員	番号４番について、高瀬和夫委員の報告を求めます。 議案第２号、番号４番について報告します。
	売買により進入路として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。
	申請地は、黒磯総合運動場より北へ５００メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請人は、工場等の大型ボイラー等の清掃メンテナンスを主に
	事業を行っており、申請地北側を所有しており、資材置場として使用しております が、進入路の幅員が１.８メートルしかなく、南側隣接地権者に相談したところ、土
	地の一部を譲ってもらえることとなり本申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第３種農地である
	ため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に進入路を造成する内容となっています。
	雨水排水は敷地内浸透にて処理します。 周囲にＬ型擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。
	現地調査は、１２月２２日、午前１０時頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許
議長	可相当として報告を終わります。 報告が終わりました。番号４番について、質疑、御意見はございますか。
	《特に意見なし》 無いようですので、高瀬和夫委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号４番については許可することに決しました。
	次に、議案第３号「農業振興地域整備計画の変更について（除外関係）」を議題とい

上野農地係長	たします。 番号1番及び2番について、斎藤栄委員が欠席のため、事務局の報告を求めます。 議案第3号、番号1番及び2番について、斎藤栄委員に代わり報告します。 まず、番号1番について報告いたします。 農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。 変更の目的は農用地区域からの除外です。 申出内容は、議案書記載のとおりです。 申出地は、那須塩原市立南小学校から東へ約400メートルに位置しています。 除外を必要とする理由は、土地所有者は、申請人の妻の実家にあたり、将来、実家の農業を手伝う予定であることから、実家に隣接する本申請地に住宅を新築するための申請です。 現地調査は、12月19日、午前9時25分頃に行いました。 調査の結果、除外後の転用は、他法令との調整の上、許可が可能であると考えます。 地元調査員及び現地調査班としては、変更相当として報告を終わります。 続きまして、番号2番について報告します。 農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。 変更の目的は農用地区域からの除外です。申出内容は、議案書記載のとおりです。 申出地は、太夫塚公園の東側に、市道を挟んで隣接しています。 除外を必要とする理由は、申請人は、東北地方を中心に事業を展開していますが、関東に進出するべく那須塩原市内に立地を進めています。 申請地は、多くの来店者が見込める住宅地、商業施設の増加エリアであることから、申請に至ったとのことです。
議長	現地調査は、12月19日、午前9時40分頃に行いました。 調査の結果、除外後の転用は、他法令との調整の上、許可が可能であると考えます。 地元調査員及び現地調査班としては、変更相当として報告を終わります。 報告が終わりました。まず、番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については、変更相当として市長へ回答いたします。 次に、番号2番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については、変更相当として市長へ回答いたします。
菊地喜芳委員	番号3番について、菊地喜芳委員の報告を求めます。 議案第3号、番号3番について報告します。 農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。 変更の目的は農用地区域からの除外です。申出内容は、議案書記載のとおりです。 申出地は、那須塩原市立西小学校より北東へ約500メートルに位置しています。 除外を必要とする理由は、申請人は、平成24年にグループ販売会社3社が合併し、1都9県の地域をサポートする企業としてスタートしました。 事業所は、大規模農業機械販売、修理、リースを行っています。 令和7年7月に大規模農業機械を点検整備する工場を設置したことから、受注件数も増加し、完成検査場が必要となりました。また、隣接地の国道400号の幅員拡幅により、駐車場等の移転が必要となりました。 以上のことから、本申請となりました。
議長	現地調査は、12月19日、午前10時頃に行いました。 調査の結果、除外後の転用は、他法令との調整の上、許可が可能であると考えます。 地元調査員及び現地調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。 報告が終わりました。番号3番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、菊地喜芳委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。

辻野岩男委員

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については変更相当として市長へ回答いたします。
番号4番及び5番について、辻野岩男委員の報告を求めます。

議案第3号、番号4番について報告します。

農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。

変更の目的は農用地区域からの除外です。申出内容は、議案書記載のとおりです。

申出地は、接骨木自治公民館より南へ約130メートルに位置しています。

除外を必要とする理由は、申請人は、借家に家族3人で住んでおりますが、今後家族も増える予定で、手狭になることから、自分の家を持ちたいと思っておりました。また、数年前から病弱で高齢の両親の面倒を看なければならないことから、実家に近い物件を探していたところ、申請地の所有者である親より同意が得られましたので本申請に至りました。

現地調査は、12月19日、午前10時25分頃に行いました。

調査の結果、除外後の転用は、他法令との調整の上、許可が可能であると考えます。

地元調査員及び現地調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。

議案第3号、番号5番について報告します。

農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

申出内容は、議案書記載のとおりです。

申出地は、那須塩原市立槻沢小学校より北西へ約550メートルに位置しています。

除外を必要とする理由は、申請人は現在、アパートに二人暮らしをしておりますが、手狭な状況であり、今後生活していくためにも、一戸建て住宅を計画し、生活環境の安定化を図るために今回の申請になりました。

現地調査は、12月19日、午前10時20分頃に行いました。

調査の結果、除外後の転用は、他法令との調整の上、許可が可能であると考えます。

地元調査員及び現地調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。まず、番号4番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、辻野岩男委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については変更相当として市長へ回答いたします。

次に、番号5番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、辻野岩男委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については変更相当として市長へ回答いたします。

番号6番及び7番について、室井孝美委員の報告を求めます。

室井孝美委員

議案第3号、番号6番について報告します。

農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。

変更の目的は農用地区域からの除外です。申出内容は、議案書記載のとおりです。

申出地は、関谷南公園より南へ30メートルに位置しています。

除外を必要とする理由は、両親の老後を考え、近くに住宅を新築したく、所有者に相談したところ、当該農地を譲ってくれることとなり、今回の申請に至りました。

現地調査は、12月19日、午前10時50分頃に行いました。

調査の結果、除外後の転用は、他法令との調整の上、許可が可能であると考えます。

地元調査員及び現地調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。

議案第3号、番号7番について報告します。

農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。

変更の目的は農用地区域からの除外です。申出内容は、議案書記載のとおりです。

申出地は、関谷南公園より南へ30メートルに位置しています。

除外を必要とする理由は、現在は埼玉県に居住していますが、老後は静かな田舎で生活したいと考え、妻の兄である、土地の所有者の許可が下りたので住宅新築を計画しました。

議長	現地調査は、１２月１９日、午前１０時５０分頃に行いました。 調査の結果、除外後の転用は、他法令との調整の上、許可が可能であると考えます。 地元調査員及び現地調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。 報告が終わりました。まず、番号６番について、質疑、御意見はございますか。
石崎清委員	《特に意見なし》 無いようですので、室井孝美委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号６番については変更相当として市長へ回答いたします。 次に、番号７番について、質疑、御意見はございますか。 ちょっと確認なんですけど、所有者のことなんですけど、土地の所在地、６番、７番 同じ場所ということで、申請人が異なると、先ほどの内容でだいたいわかると思うん ですが、この土地の所有者の名前３人名義で登記されている解釈でよろしいですか。
上野農地係長	今ほどの石崎委員のご質問にお答えさせていただきます。 ６番、７番についても所有者については、記載の所有者お一人です。申請人について は、今後農振除外が通りましたのちに、転用申請の譲受人にあたる方が、６番の申請 者、７番の申請者それぞれがそれぞれの譲受人になると御理解いただければと思いま す。以上です。
議長	他に、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、室井孝美委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号７番については変更相当として市長へ回答いたします。
菊地喜芳委員	番号８番について、菊地喜芳委員の報告を求めます。 議案第３号、番号８番について報告します。 農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。 変更の目的は農用地区域からの除外です。申出内容は、議案書記載のとおりです。 申出地は、関谷南公園より東へ約１００メートルに位置しています。 除外を必要とする理由は、申出地は、２０年以上宅地として利用されており、今回の 申請に至りました。
議長	現地調査は、１２月１９日、午前１０時４０分頃に行いました。 調査の結果、除外後の転用は、他法令との調整の上、許可が可能であると考えます。 地元調査員及び現地調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。 報告が終わりました。番号８番について、質疑、御意見はございますか。
菊地喜芳委員	《特に意見なし》 無いようですので、菊地喜芳委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号８番については変更相当として市長へ回答いたします。 次に、議案第４号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集 積等促進計画の協議に対する意見について」を議題といたします。 なお、本件については、菊地喜芳委員と関連があり、農業委員会等に関する法律第３ １条に規定する議事参与の制限に該当しますので、菊地喜芳委員の退室を求めます。
議長	<退室> 事務局の説明を求めます。
上野農地係長	議案第４号について、説明します。 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定によりまして、農用地利用集積等促進計 画は、農業委員会の決定を経て作成することになっていることから協議があったもので す。 議案書１２ページから２８ページまでが「中間管理設定関係」の案件で６２件、合計 面積が３４３，９３１平方メートルとなります。続いて、２９ページ、３０ページが 「所有権移転関係」の案件で４件、合計面積が２２，２２４平方メートルとなりま す。 調査を担当されました農地利利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただき、全 ての案件で問題は無いとの報告であったことから、事務局としても中間管理機構への

議長	回答は決定として問題無いと考えます。 説明が終わりました。このことについて、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》
菊地喜芳委員	無いようですので、事務局説明のとおりで、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議案第４号は決定として農地中間管理機構に回答いたします。 ここで 菊地喜芳委員の入室を求めます。
議長	＜入室＞ 菊地喜芳委員に申し上げます。 議案第４号については、決定として農地中間管理機構に回答することと決しました。 次に、議案第５号「那須塩原市農作業標準料金について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
織田局長補佐	それでは、追加資料の議案第５号那須塩原市農作業標準料金について、御説明いたします。 資料は本日お配りしました、追加資料の３１ページになります。 当議案につきましては、毎年、農作業標準料金を定めており、令和８年度分について、御審議をいただくものです。３１ページ裏面の料金表を御覧ください。 農業委員や関係機関から意見を聴取した結果を反映し、運営委員会で料金表の案を作成いたしました。９月に検討委員会に諮問した結果、案のとおり異議なしとのご回答をいただきました。 昨年度、全体的に５パーセント値上げしていることから、令和８年度につきましては「作業名・単位・金額・備考欄」などの追加や訂正があるか、ひとつひとつ検討してまいりました。 改定の必要があり、検討いたしました５項目について作業名に沿って御説明いたします。 まず、「稲作」の「育苗」について、来年度種子代が約２倍になるとの情報から、昨年度より１００円値上げし、「７７０円」としました。また、備考欄について「種子代含む」と明記いたしました。 ２つ目は「畦畔草刈り」です。意見聴取の中で値上げした方が良いとの意見があったことから、見直しを行い、近隣市町や市のシルバー人材センターの金額を参考に、「１時間あたり１，５８０円」としました。 ３つ目は「畑作」の「飼料作物ラッピングの備考欄」です。令和７年度までは二重巻き標準とありましたが、現在は四重巻・六重巻が標準になっているとの意見があり、「六重巻標準」とし、「資材費別」と追加しました。 ４つ目は、作業項目の追加になります。下から２番目の欄をご覧ください。こちらでも意見聴取の中でレーザーレベラーでの作業受託が増えているとの意見があったため、作業項目の追加をいたしました。金額については近隣市町を参考にし「１０アール当たり１５，０００円」といたしました。また、備考欄に「圃場・作業条件内容により要相談 運搬は別料金」と明記いたしました。 ５つ目は、一番下の欄の「農作業一般」の金額になります。栃木県の最低賃金の改定により、「１，０６８円」といたしました。説明は以上です。 令和８年度的那須塩原市農作業標準料金につきまして、この内容で御決定いただきたく、御審議をお願いいたします。
議長 一戸養子委員	説明が終わりました。このことについて、質疑、御意見はございますか。 下から３行目の、飼料作物収穫作業で「踏み込みは含まず」と書いてあるのですが、「踏み込み」って何ですか？
高瀬和夫委員	踏み込みというのは、サイロに飼料作物を入れまして、それを人間が踏んで、鎮圧して平らにする作業です。以上です。
議長	トラクターとかホイルローダで上から機械でしめる作業など、しめると言っても色々な方法がございます。まあ踏みしめるということですね。乳酸発酵させるために空気を抜くという作業です。 他に、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》

	無いようですので、事務局説明のとおりで、御異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、議案第5号は原案のとおり決しました。
	次に、報告第1号「会長専決処分の報告について」を議題といたします。
	事務局の説明を求めます。
上野農地係長	報告第1号会長専決処分の報告について説明いたします。
	追加資料33ページをご覧ください。
	県農業会議常設審議委員会に諮問し、許可相当の答申があったものについて、11月中に会長の専決許可処分をした案件は、5条許可が1件で、都市計画法の許可日と同日許可としております。以上です。
議長	報告が終わりました。このことについて、御意見ございますか。
	《特に意見なし》
	意見がないようですので、報告第1号を終わりにします。
	次に、報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
織田局長補佐	報告第2号農地法第3条の3による届け出の受理について（相続等による権利移動）を説明します。追加資料34ページをご覧ください。
	この報告は、相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第3条の3の規定に基づき農業委員会に届出が必要とされております。
	11月の届出の状況につきまして御報告するものです。
	11月は相続等を原因とした権利移動の届出を11件受理いたしました。
	いずれも相続等後の耕作に支障はない、ということで、農業委員会によるあっせんを希望するケースはございませんでした。報告は以上です。
議長	報告が終わりました。このことについて、御意見ございますか。
	《特に意見なし》
	意見がないようですので、報告第2号を終わりにします。
	以上で全ての議事が終了いたしました。
	慎重に御審議いただきありがとうございました。
	これをもって、那須塩原市農業委員会第31回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号

1 5 番

議席番号

1 6 番
